

【声明】

生活保護利用者を差別し、人権を踏みにじる憲法第 25 条違反の生活保護法「改正」案の成立に断固抗議する

2018 年 6 月 1 日

全国生活と健康を守る会連合会 第 41 期第 5 回全国理事会

6 月 1 日の参議院本会議で、生活保護法の改悪を含めた「生活困窮者自立支援法等に関する一括改正法案」を、内外の有識者や専門家、支援団体などからの多くの反対意見を無視し、生活保護利用者の実態を十分に審議することなく「採決」し、法案を成立させたことに満身の怒りをもって抗議する。

私たちは、生活保護基準引き下げの撤回と生活保護法「改正」案に盛り込まれている次の 2 点を削除するように繰り返し求めてきた。

第 1 には、生活保護利用者だけに後発医薬品の使用を原則（義務づける）とすることである。このことは、生活保護利用者の医療を選択する権利と健康権を侵害する明らかな差別である。しかも、後発医薬品の使用については、現在でも一般医療保険の利用率より生活保護利用者の方が高い現実を無視している。国内の批判にとどまらず、国際的にも国連の人権専門家が「国際人権法にも違反する不当な差別に当たる」と日本政府に見直しを求めている。

第 2 には、生活保護法第 63 条による「払い過ぎた保護費返還」の扱いを不正受給と同じにし、月々の保護費からの「天引き」(返済)を強制することである。

最近、全国で実施機関の誤りによる過誤払いが頻発し、裁判では当事者の事情によりゼロ返還の判決が出されている。今回の改悪は判例を無視し、実施機関による一方的な「天引き」につながり、人権侵害が広がることが懸念される。国民全体の税の強制徴収への影響も考えられる。

月々の保護費から天引きをすることは、生活保護基準以下のくらしを余儀なくされることであり、憲法第 25 条に違反するものであり、認められない。

私たちは、引き続き生活保護基準引き下げと法改悪の具体化を許さず、国民の人権と生存権を守る生活保護制度への改善を求めて全力をあげるものである。